

6-3 特定観測地域等の撰定にいたる経過

地震予知連絡会事務局

1. はじめに

地震予知の戦略論として、近い将来地震の起る可能性が他より高いと考えられる様な地域を「特定観測地域」とし、さらに何らかの異常が観測された場合には「観測強化地域」として移動観測班などでその地域の観測を強化し、それらの異常が確認され、大地震発生と関連あるものと判断された場合はその地域を「観測集中地域」と指定して各種の観測を集中高密度で行い地震予知の実用化につとめると云う3段階エスカレート方式がRed Print（地震予知研究年次計画、日本学術会議地球物理学研究連絡委員会、地震予知小委員会）に述べられている。その内で先づはじめの「特定観測地域」の基準としては、(1)歴史時代に大地震が起った記録のある地域、(2)活構造地域、(3)地震多発地域、(4)東京などの重要地域、ということになっているが、それでは具体的にどの地域を「特定観測地域」と撰定するかについて検討の機会がなかった。たまたま1969年11月28日に開かれた第5回地震予知連絡会において、東海地方における測地測量から得られた最近の地殻変動の様相や過去の大地震発生の統計的検討から、東海地方を特定観測地域としてはどうかとの提案があり、観測施設の増設、三角測量の不十分な点などについて質問、応答があった。その結果東海地方については各委員とも従来から特定地域であるとの意見を持っていたことでもあり、この機会に東海地域を特定観測地域として再確認することとなった。さらにこの機会に特定観測地域等の撰定などを検討する「観測段階指定規準小委員会」を設置することになり、委員として各センターから1名ずつ、宮村委員、関谷委員、檀原委員がえられ小委員会を開き、強化、集中地域も含め検討することになった。

2. 小委員会討議内容

1970年2月6日、「観測段階指定規準小委員会」の第1回会合が地震研究所で開かれた。出席者は萩原会長、宮村委員、関谷委員、檀原委員、他に力武委員、坪川委員、事務局から田島、佐藤が同席した。

先づはじめに特定地域の撰定について、萩原会長から特定地域に指定する4つの基準があるが、さらに具体的に基準を決めたいこと、および指定した場合の各機関の協力、作業分担など小委員会が検討する趣旨説明があったのち、Red Printの4つの撰定基準について討議が行なわれた。これら4つの基準のうち、一番重要なのは、過去に大地震の記録がある地区であるから、これを中心として撰定して行くべきである（宮村）との意見が出された。さらに地震発生の周期性に着目して基準を定量化する試案が出され（檀原）、具体例として高田市周辺の信

越地区と四国西部～大分東部（伊予灘）の周期性等について説明がなされた。特定地域を多くすべきか、しぼるべきかについて、現状ではある程度拡がるのもやむを得ないとの意見があった。大学関係の地殻変動、微小地震観測所のある所は自動的に特定地域と考える点について論議があり、観測所が設置された経緯に種々の場合もあり、どうかという意見もあったが、各種の観測が行われている特別の地域でもあり、特定地域であることになった。

つぎに特定地域の撰定について、関谷委員より過去の被害地震の年代的分布についての資料が出され、過去の被害地震があった地域で1869年以後起きていない所を特定地域に考えたいとの意見があり、檀原委員が第5回連絡会に提出した地震エネルギーの開放、未解放区との関係が討議された後、

特定地域の候補地として

東海地方、秋田・山形県西部、鯨ヶ沢、高田周辺の信越地区、伊予灘、根室・釧路地区、四国沖、出雲地方、今市地区、兵庫地区、関東南部、琵琶湖周辺があげられ、各地区について討議された後、

小委員会としては、

M = 8級の特定地域として 東海地方

M = 7級の特定地域として 秋田・山形西部、高田周辺の信越地区、琵琶湖周辺、出雲、島根、伊予灘の5地区

関東南部についてはM = 7級の観測強化地域に指定したいとの会長の意見が述べられ、檀原委員が現在進行中の三浦半島の水準測量の結果決めてはとの意見が出された。また関谷委員から東京における震度V以上の発生間隔についての資料が出された。力武委員から関東南部は房総隆起という具体的な現象もでていることを重視したいとの意見があり、小委員会として、関東南部を第6回連絡会でM = 7級の観測強化地域に指定したいことが確認された。

3. 第6回連絡会における決定

小委員会の検討から半月経った2月20日第6回連絡会が地震研究所で開かれた。小委員会での議事概要が了承されたのち、関谷委員から被害地震分布について、檀原委員から地震の周期性について、会長から1854年の東海沖地震の震度分布図についてそれぞれ説明があり、指定基準、指定地区について討議が行われた結果、小委員会の候補地を最終的に次のように修正し確認された。

観測強化地域として関東南部

特定観測地域としては、東海地域がすでに確認されているが、次の諸地域にも適用する。

北海道東部、秋田・山形西部、長野県北部および新潟県南西部、琵琶湖周辺、島根県東部、伊予灘および安芸灘、また特に経済商工業の重要地区として阪神を追加する（別図参照）。

以上決定された特定観測地域等の多くには、すでに地殻変動観測所または微小地震観測所が設置されているが、なお測地測量等による地殻変動の検知についても努力することになった。

観測強化および特定地域一覧図

